

倉吉市高齢者エアコン購入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市高齢者エアコン購入事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「エアコン」とは、天井、壁、窓枠等に固定して設置し、室温冷却機能を有する器具をいう。

2 この要綱において、「自宅」とは、申請者が現に居住している住宅をいう。ただし、介護保険施設及び有料老人ホームを除く。

(交付目的)

第3条 補助金は、物価高騰等の影響を受け、経済的な理由により自宅に家庭用エアコンを設置していない高齢者世帯のエアコン設置を促進し、夏場の熱中症の発症を予防することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（千円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）と第5欄に掲げる額とのいずれか少ない額以下とする。

(交付申請の時期等)

第5条 補助金の交付申請は、市長が定める日までに行わなければならない。この場合において、当該交付申請に用いる様式は、規則第5条の規定にかかわらず、様式第1号の申請書（次項において「交付申請書」という。）による。

2 前項に定めるもののほか、交付申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 購入費がわかる書類（見積書等）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の時期等)

第6条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第6条の2各号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の市長の承認を要しないものとして別に指定する変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。この場合において、変更についての承認を受けようとする場合に用いる様式は、規則第12条第3項の申請書による。

2 変更についての承認を受けようとする場合には、前項に定めるもののほか、当該変更後の購入費がわかる書類（見積書等）を添えるものとする。

3 前条第1項の規定は、規則第12条第1項の変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める日までに行わなければならない。この場合において、当該報告に用いる様式は、同項の報告書（次項において「実績報告書」という。）による。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 補助事業者は、実績報告書の提出に当たっては、補助事業の実施に伴って取得した領収書等その他の補助事業の実施を証する書類を添付するものとする。この場合において、規則第17条第2項に規定する書類の添付は、要しない。

(補助金の支払)

第9条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条の規定にかかわらず、様式第3号による。

2 規則第19条の規定による補助金の概算払の通知は、様式第4号によるものとする。

(交付額の確定の通知)

第10条 規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第5号によるものとする。(その他)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、各年度の当初において補助金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
倉吉市高齢者エアコン購入事業	次に掲げるいずれにも該当する世帯に属する者 (1) 市内に住所を有する65歳以上の人のみで構成された世帯 (2) 住民税非課税又は均等割のみ課税世帯 (3) その自宅に使用できる家庭用エアコンがない世帯	エアコンの購入費（設置費含む。）	10分の10	50,000円